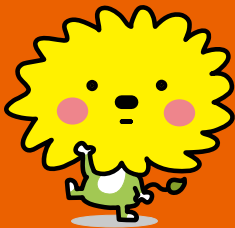


あれ？
と思ったら

相談を



阿南市消費生活センター

TEL 0884-24-3251



阿南市富岡町トノ町12番地3(阿南市役所2階)

相談時間:月～金 9:30～16:30 休み/土日祝日・年末年始

消費者と事業者とのトラブルについて相談できます。

専門的知識を持った相談員が、具体的な解決策などについて助言します。

ケースによっては交渉の手伝いをすることもあります。

出前講座、DVDの貸出実施中!

見守り 新鮮情報

事例1 宅配業者名で **SMS** が届いた。ちょうど荷物が届く予定だったので、SMSに書かれていた **URL** を **クリック** して、記載されていた指示どおりに、**ID** や **パスワード** 等を **入力** した。しかし、その後11万円を **不正利用** されていたことが分かった。(60 歳代)

事例2 スマートフォンに「ETCカードを更新するように」との **メール**

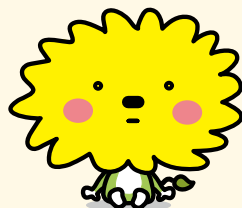
が頻繁に入るようになった。所有しているクレジットカード会社発行のETCカードの手続きが必要なのかと思い、**URL** を開いて **メールアドレス** や **パスワード**、**クレジットカード番号** 等を **入力** した。その後、カード会社に連絡をすると **覚えのない決済** があり、1万2千円が使用されていた。(70 歳代)



SMS やメールでの フィッシング詐欺に注意

ひとこと助言

正規の
サイトから
アクセスしよう



阿南市イメージアップキャラクター
「あななん」

- 実在する組織をかたる SMS やメールを送信し、ID やパスワード、暗証番号、クレジットカード番号等、個人情報を詐取したうえ、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が多く寄せられています。
- 記載されている URL にはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。
- フィッシングサイトに個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。絶対に入力してはいけません。情報を入力してしまったら、同じ ID やパスワード等を使っているサービスを含め、すぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関等に連絡しましょう。
- ID やパスワード等の使い回しを避けることで被害の拡大を防ぐことができます。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の **消費生活センター** 等にご相談ください (消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

年配の女性から「**どんなものでも買い取ります**」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「**貴金属はないか**」と強く言われ、用意していた洋服は車に

放り込まれた。

怖くなって、亡く

なった夫の **金歯** や **ネックレス** などを探して渡してしまった。それらを探している間に、**買取書** のチェック欄に **勝手に記入** され、近くに置いていた印鑑で **捺印** までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。(70 歳代)

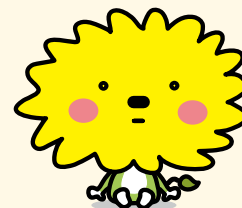
貴金属はないか?



貴金属の 買い取りが目的!? 強引な訪問購入に注意

ひとこと助言

売るつもりが
なければ
見せないで!



阿南市イメージアップキャラクター
「あななん」

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。困ったときは、お住まいの自治体の **消費生活センター** 等にご相談ください (消費者ホットライン 188)。

その申込み、 定期購入では ありませんか？

最終確認画面 チェックリスト

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☐ 継続期間や購入回数が決まっていますか？
- ☐ 支払い総額はいくらですか？
- ☐ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- ☐ お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？

- ☆申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで確認しましょう。
- ☆注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度確認しましょう。
- ☆最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。

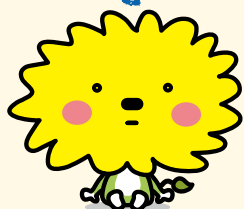


最終画面を確認して!!

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

画面を
スクリーン
ショット!



阿南市イメージアップキャラクター
「あななん」

- 低価格を強調する広告を見て、1回だけもしくは単品のつもりで注文したら「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。特にインターネット通販では、申込み前に必ず最終画面で上記を確認しましょう。
- 特定商取引法では、サイトの最終確認画面で、価格や申込みの解除等の重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。これがなされていない場合等、誤認するような表示の場合等は、申込みを取り消せる場合があります。
- 不安に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。